

平成24年 No.14

国立大学法人東京学芸大学校章等規程

制定理由

本学の校章等に関して，必要な事項を定めるものとする。

承認経過

平成24年 3月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学校章等規程を次のように制定する。

平成24年3月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

平成24年規程第10号

国立大学法人東京学芸大学校章等規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の校章、コミュニケーションマーク、ロゴタイプ及びスクールカラー（以下「校章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 校章等の形状並びに色彩及び寸法の割合等は、別に定める東京学芸大学 Visual Identity System アイテムの使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を原則とする。

(使用者)

第3条 校章等を使用できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員、職員及び学生
- (3) その他学長が使用することが適当と認めた者

(使用の範囲)

第4条 本学の校章等は、前条に定める者が、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式の文書
- (2) 本学が発行する出版物等
- (3) 名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料
- (4) 本学の旗等の正規装飾品
- (5) その他学長が適当と認め、使用を許可したもの

(使用申請)

第5条 第3条第3号により校章等の使用の許可を受けようとする者は、別紙様式1により事前に申請しなければならない。ただし、校章等を利用した商品を販売する場合は、別紙様式2により事前に申請しなければならない。

(使用許可)

第6条 学長は、前条により申請を受けた場合は、内容を審査の上、使用を許可する

か否か及び許可条件を決定するものとする。

(使用許可の取消等)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、校章等の使用の停止、使用の許可の取消又は使用物品の回収等の必要な措置を講じることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合

(2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) この規程の定める事項に違反した場合

(4) その他学長が必要と認めた場合

(許可を受けないで使用した場合の措置)

第8条 学長は、校章等の使用許可を受けずに使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務)

第9条 校章等の使用に関する事務は、広報連携課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、校章等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

校章等使用申請書

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

申請者

団体名 (又は職名) _____

代表者住所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印

東京学芸大学の校章等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用開始時期	
連絡先	

※校章等を用いて作成したデザイン・サンプルを添えて下さい。

以下記入不要

.....
.....

使用許可書

平成 年 月 日

申請者 殿

東京学芸大学長

申請書のとおり、校章等の使用を許可いたします。

許可条件

国立大学法人東京学芸大学校章等規程を遵守願います。

校章等使用申請書 (商品販売用)

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

申請者

団体名 (又は職名) _____

代表者住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ 印

東京学芸大学の校章等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
販売開始予定時期	
制作個数	
販売価格 (含消費税)	
販売場所	

※校章等を用いて作成したデザイン・サンプルを添えて下さい。

以下記入不要

.....

使用許可書

平成 年 月 日

申請者 殿

東京学芸大学長

申請書のとおり、校章等の使用を許可いたします。

許可条件